

佐野市事業用地等活用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における企業立地の促進を図るため、工場用地等及び事務所用地等（以下「事業用地等」という。）に係る情報を登録し、これを広く提供する事業用地等活用促進事業（以下「活用促進事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「工場用地等」とは、市の区域内に存する工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（以下「工場等」という。）及びその敷地又は工場等を建設することができる敷地であって、売却又は賃貸をしようとするものをいう。

2 この告示において「事務所用地等」とは、市の区域内に存する事務所、事業所その他これらに類する用途に供する建築物（以下「事務所等」という。）及びその敷地又は事務所等を建設することができる敷地であって、売却又は賃貸をしようとするものをいう。

(登録することができる工場用地等)

第3条 登録することができる工場用地等は、次の各号のいずれにも該当する工場用地等とする。

- (1) 当該敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化区域内に存する工場用地等にあつては、同法第8条第1項に規定する地域のうち、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に存するものであること。
- (3) 工場用地等に係る所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 当該敷地の境界及び建築物の所有権が明確であること。
- (5) 所有権の帰属について争いがないこと。
- (6) 現に競売に付されていないこと。
- (7) 宅地建物取引業を営む者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者又は同法第77条第3項の規定による届出をした信託会社若しくは同条第4項の信託

業務を兼営する金融機関をいう。以下「宅地建物取引業者等」という。)に当該工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合は、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

- (8) 売買又は賃貸借ができること。
- (9) 工場用地等に適用される法律（栃木県及び市の条例及び規則等を含む。以下同じ。）の規定に抵触し、又は抵触するおそれがないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの（登録することができる事務所在地等）

第4条 登録することができる事務所在地等は、次の各号のいずれにも該当する事務所在地等とする。

- (1) 都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に適合していること。
- (2) 事務所在地等に係る所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (3) 当該敷地の境界及び建築物の所有権が明確であること。
- (4) 建築物が存するときは、改築を行うことなく事業に供することができること。
- (5) 所有権の帰属について争いがないこと。
- (6) 現に競売に付されていないこと。
- (7) 宅地建物取引業者等に当該事務所在地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合は、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
- (8) 売買又は賃貸借ができること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

（登録の申請）

第5条 活用促進事業への登録を申請することができる者は、事業用地等の所有者又は当該所有者から事業用地等の売却若しくは賃貸の媒介若しくは代理を依頼されている宅地建物取引業者等とする。

2 事業用地等を登録しようとする者は、事業用地等活用促進事業登録申請

書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 状況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(登録の決定等)

第6条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、事業用地等に係る情報を登録する時は登録番号を付し事業用地等活用促進事業登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに事業用地等活用促進事業登録通知書により、事業用地等に係る情報を登録することができないときは、事業用地等活用促進事業登録申請棄却通知書により申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第7条 前条の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、第4条第2項の申請書に記載した事項に変更があったときは、事業用地等活用促進事業登録変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による届出があったときは、速やかに、登録簿の記載事項を変更するものとする。

(事業用地等の情報の公開)

第8条 市長は、随時、登録簿に登録した事業用地等の情報について登録簿の閲覧、市のホームページへの掲載その他適切な方法により公開するものとする。

(交渉等)

第9条 活用促進事業に登録された事業用地等を購入し、又は賃借しようとする者（以下「希望者」という。）は、自らの責任において、登録者と交渉するものとする。この場合において、希望者は、事業用地等に適用される法律の規定による基準等を自ら確認しなければならない。

2 市長は、事業用地等に関する情報の収集及び提供のみを行うものとし、売買又は賃貸借に係る交渉又は契約については、直接これらに参与しない。

3 市は、当該交渉及び契約に係る一切の責任を負わないものとする。

(登録の取りやめ)

第10条 登録者は、事業用地等の登録簿への登録を取りやめるときは、事

業用地等活用促進事業登録取りやめ申出書により市長に申し出るものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿に登録した事業用地等の情報を削除するとともに、事業用地等活用促進事業登録取消通知書により登録者に通知するものとする。

- (1) 事業用地等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 前条の申出書の提出があったとき。
- (3) 第3条又は第4条各号に該当しなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第6条の規定による登録を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録簿に登録することが適当でないと認めるとき。

(個人情報の保護)

第12条 活用促進事業を利用する者は、当該事業の利用に関して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)について、次に掲げる事項に留意し、適正に取り扱わなければならない。活用促進事業の利用が終了した後も、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成若しくは利用をしないこと。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報を市長の許可なく複写し、又は複製しないこと。
- (4) 活用促進事業の利用の終了後、保有する必要がなくなった個人情報については、適正かつ確実な方法で廃棄し、又は消去すること。
- (5) 個人情報について漏えい、滅失又は毀損が生じたときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(適用上の注意)

第13条 この告示の適用に当たっては、活用促進事業以外による事業用地等の取引を妨げることをしないよう留意しなければならない。

(書類の様式)

第14条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定め

る。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日告示第39号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。